

「三重県観光振興条例（仮称）の骨子案・修正版」に対する  
パブリックコメントの結果概要

1 意見募集期間

平成23年6月23日（木）～平成23年7月12日（火）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、観光局）への掲載
- (3) 三重県観光連盟メール通信の配信
- (4) 市町及び市町観光協会あての文書照会
- (5) 観光局、情報公開・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	3	0	3

(2) 項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
全体的な意見	2
前文	0
第1章 総則（第1条～第3条）	0
第2章 観光の振興に関する役割等（第4条～第8条）	1
第3章 観光の振興に関する基本的施策（第9条～第20条）	2
第4章 観光の振興に関する施策の推進（第21条～第24条）	1
第5章 三重県観光審議会（第25条～第31条）	0
その他	0
合 計	6

#### 4 意見に対する対応

##### (1) 対応状況

項目	意見数
文章の修正、記述の追加等により、条例案に反映するもの	1
既に条例案に反映しているもの	2
条例案への反映は難しいが、施策や事業の実施段階で対応・検討するもの	0
何らかの理由で、条例案に反映することが難しいもの	0
その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	3
合計	6

##### (2) 意見とその対応

###### (全体的な意見)

	意見	対応
1	<p>観光資源である食、産業、人材は「人」によって成立するものですし、歴史や伝統、文化も「人」を媒介して届けられるものだ…、現場で住民の方々に向き合っていると、最近よくそう感じるようになりました。観光とは地域の「人」の日々の生きざまや活動（ふつうの生活）が資源であると考えます。地域の主体性に期待しつつ、且つ地域住民の負担にならないよう行政も協働していく。町民（＝県民）の日常を大切にした観光振興が行われるような条例であってほしいと考えます。</p> <p>また、各関係機関の役割が明文化されることで、それぞれの動きがわかりやすくなると感じました。局面では文字通りの必要もないと思いますが、お互い</p>	<p>ご意見のとおり、魅力ある観光地の形成において、「人材」は欠くことのできない要素だと考えています。そこで、本条例案において、「人材」を観光対象となる本県の人的資産と捉え、観光資源の一つとして定義するとともに、その発掘や活用等を図ることを基本的施策の一つとして位置づけております。（第2条、第13条）</p> <p>また、関係機関の役割の明文化については、第2章（第4条～第8条）の規定のほか、第3条の基本理念においても、「県、市町及び県民等がそれぞれの役割を担い、連携が確保されること」を、基本的な考え方として盛り込んでいます。県としても、その責務を果たしていけるよう、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきたいと考えています。</p> <p>なお、「町民（＝県民）の日常を大切にした観光振興が行われるような条例であってほしい」とのご意見を参考として、条例の前文第3段落に、「観光の振興に関する</p>

	を理解するという意味で県と市町はこれまでより協働しやすくなるのではないかと思います。	る取組と県民生活の向上に寄与する取組が一体的に促進されるとともに、・・・。」との語句を加筆修正しました。
2	条例ではありますが、計画という印象があります。	<p>本条例案においては、基本理念の規定にとどまらず、その理念の具体化を図るため、第3章（第9条～第20条）において「観光の振興に関する基本的施策」を盛り込んでいます。</p> <p>なお、ご意見をいただいた「計画」については、第21条に「基本計画」の規定を設けることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきたいと考えています。</p>

(第2章 観光の振興に関する役割等)

	意見	対応
3	「県」「市町」「業者」「県民」の位置付けが読みとりづらい。	第2章（第4条～第8条）の「観光の振興に関する役割等」において、県の責務のほか、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割をそれぞれ規定することにより、適切な役割分担のもと、各主体が協働して、本県の観光振興に取り組んでいきたいと考えています。

(第3章 観光の振興に関する基本的施策)

	意見	対応
4	第10条の「旅行商品」の定義が不明であると同時に旅行業免許を有していない組織として具体的な展望が伺えません。旅行者の支援でしょうか。	<p>「旅行商品（の開発）」については、国の観光立国推進基本法において、「国は、（中略）我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講ずるものとする。」と規定されており、本条例においても、同義の語句として用いています。</p> <p>そのため、旅行商品とは、旅行業法上の「募集型企画旅行」における商品に限定されるものではなく、例えば、各主体の連携協力のもと、県内に点在するさまざまな観</p>

		<p>光資源をつなぎ魅力的なモデルコースとして提示していくこと等も、旅行商品の開発にあたる取組として、広義に捉えているところです。</p> <p>以上のことから、本条は特定の業種業態への支援を想定したものではありません。</p>
5	<p>第 15 条の「分野開拓 = 農林水産体験」はいささか古い印象があります。</p>	<p>第 15 条では、エコツーリズム、グリーンツーリズムといった新たな観光旅行の分野の開拓を図っていく旨、規定しています。</p> <p>なかでも、豊かな自然や歴史に培われた暮らしと文化を有する農山漁村は、自然志向、健康志向、体験志向等を有する人々のニーズを満たす場として、近年、脚光を浴びており、県としても、農林水産体験等を取り入れた都市と農山漁村の多様な交流を促進しているところです。</p> <p>引き続き、各主体との連携協力のもと、これらの取組を着実に進めていきたいと考えています。</p>

( 第 4 章 観光の振興に関する施策の推進 )

	意見	対応
6	<p>施策を実施するための財源を確保されたい。</p>	<p>第 24 条において「財政上の措置」にかかる規定を設けており、必要な財源の確保に努めていきたいと考えています。</p>